

九州圏広域地方計画協議会規則

(設置)

第1条 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第10条第1項に基づき、九州圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、九州圏広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる国の地方行政機関、地方公共団体及び関係団体により組織する。

- 2 協議会の会議の構成員（以下「構成員」という。）は、前項の国の地方行政機関、地方公共団体及び関係団体の長又はその指名する者とする。
- 3 協議会に会長1名及び会長代理1名を置く。
- 4 会長は、構成員の互選により選任する。
- 5 会長は、構成員のうちから会長代理を指名する。
- 6 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 7 会長代理は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 構成員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。
- 3 協議会は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(議事)

第5条 協議会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 会議において、議決が必要な場合は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項において、国の同一の地方行政機関の構成員が複数ある場合には、当該複数の構成員は、1として計算するものとする。

(議事の公開)

第6条 会議又は議事録は、公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

(幹事会)

第7条 協議会は、その所掌事務を補佐するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、構成員が指名する者をもって構成する。

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第8条 協議会は、第2条の規定による協議を行う場合においては、必要に応じて、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、九州地方整備局及び九州運輸局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成20年7月31日から施行する。

別表（第3条関係）に、平成24年4月1日から熊本市を追加する。

別表（第3条関係）に、令和4年1年18日から福岡管区气象台を追加する。

別表（第3条関係）

|             |
|-------------|
| 九州管区警察局     |
| 九州総合通信局     |
| 九州財務局       |
| 九州厚生局       |
| 九州農政局       |
| 九州森林管理局     |
| 九州経済産業局     |
| 九州地方整備局     |
| 九州運輸局       |
| 大阪航空局       |
| 福岡管区気象台     |
| 第七管区海上保安本部  |
| 第十管区海上保安本部  |
| 九州地方環境事務所   |
| 福岡県         |
| 佐賀県         |
| 長崎県         |
| 熊本県         |
| 大分県         |
| 宮崎県         |
| 鹿児島県        |
| 山口県         |
| 沖縄県         |
| 北九州市        |
| 福岡市         |
| 熊本市         |
| 九州市長会       |
| 九州地区町村会長会   |
| （一社）九州経済連合会 |
| 九州商工会議所連合会  |

## 九州圏広域地方計画協議会名簿

令和6年8月7日現在

|               |     |        |
|---------------|-----|--------|
| 九州管区警察局       | 局長  | 山田 知裕  |
| 九州総合通信局       | 局長  | 中西 悦子  |
| 九州財務局         | 局長  | 倉林 健二  |
| 九州厚生局         | 局長  | 尾崎 俊雄  |
| 九州農政局         | 局長  | 北林 英一郎 |
| 九州森林管理局       | 局長  | 橘 政行   |
| 九州経済産業局       | 局長  | 星野 光明  |
| 九州地方整備局       | 局長  | 森田 康夫  |
| 九州運輸局         | 局長  | 原田 修吾  |
| 大阪航空局         | 局長  | 石井 靖男  |
| 福岡管区气象台       | 台長  | 尾崎 友亮  |
| 第七管区海上保安本部    | 本部長 | 倉田 雄二  |
| 第十管区海上保安本部    | 本部長 | 赤松 宏樹  |
| 九州地方環境事務所     | 所長  | 築島 明   |
| 福岡県           | 知事  | 服部 誠太郎 |
| 佐賀県           | 知事  | 山口 祥義  |
| 長崎県           | 知事  | 大石 賢吾  |
| 熊本県           | 知事  | 木村 敬   |
| 大分県           | 知事  | 佐藤 樹一郎 |
| 宮崎県           | 知事  | 河野 俊嗣  |
| 鹿児島県          | 知事  | 塩田 康一  |
| 山口県           | 知事  | 村岡 嗣政  |
| 沖縄県           | 知事  | 玉城 デニー |
| 北九州市          | 市長  | 武内 和久  |
| 福岡市           | 市長  | 高島 宗一郎 |
| 熊本市           | 市長  | 大西 一史  |
| 九州市長会         | 会長  | 大西 一史  |
| 九州地区町村会長会     | 会長  | 田島 健一  |
| 一般社団法人九州経済連合会 | 会長  | 倉富 純男  |
| 九州商工会議所連合会    | 会長  | 谷川 浩道  |

(敬称略)